

公益社団法人広島県パラスポーツ協会
障害者スポーツ競技団体等活動交付金交付規程

(目的)

第1条 公益社団法人広島県パラスポーツ協会（以下「協会」という。）は、広島県内の障害者スポーツの普及振興を図るために積極的かつ組織的に活動していると認められる障害者スポーツ競技団体等に対して、交付金を交付するものとし、必要な事項を定める。

(交付対象)

第2条 交付対象は、次の（1）又は（2）に該当する県内に活動拠点を置く障害者スポーツ競技団体等（以下「団体」という。）とする。

- （1）全国大会及び全国大会の予選会（ただし、全国障害者スポーツ大会は除く。）に位置づけられる障害者スポーツ競技大会に出場する選手が所属している団体
- （2）障害者スポーツの普及や競技力向上等による障害者スポーツの振興のために積極的かつ組織的に活動していると認められる団体

(交付額)

第3条 一団体につき、5万円以内とする。

(交付申請)

第4条 前条の規定により交付金の交付を受けようとする者は、別紙交付申請書により、第3条に規定する（1）又は（2）に該当することを証する関係資料を添付して、協会会長に申請を行うものとする。なお、申請は一団体につき、一会計年度に一回とする。

(交付)

第5条 協会会長は、前条の規定による申請があった場合は、協会定款第51条に基づき設置された専門委員会の意見を聞き、速やかに内容を審査し決定する。

(関係資料の保存期間)

第6条 交付申請に係る関係資料の保存期間は、当該交付金を交付した日から起算して5年を超過した日の属する協会の会計年度の末日までとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、実施のため必要な事項は、協会会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年3月4日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。